

○町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日

施行

いきいき生活部高齢者支援課

改正 2010 年 4 月 1 日

2012 年 4 月 1 日

2015 年 4 月 1 日

2023 年 4 月 1 日

注 2008 年 12 月以降の改正沿革のみ登載

第 1 設置

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、町田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

第 2 所掌事項等

1 運営協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（１） センターの設置等に係る次に掲げる事項の承認

ア センターが担当する生活圏域の設定に関すること。

イ センターの設置、変更及び廃止に関すること。

ウ 法第 115 条の 4 第 7 に規定する者に対する事業の委託及び委託先の変更に
関すること。

エ ウの規定により事業を委託した者が実施する予防給付に係る事業に関する
こと。

オ 予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
に関すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、センターの設置等に関し運営協議会が

必要と認める事項

- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員確保に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、センターの事業を支える地域資源の開発その他センターの事業を充実させるために運営協議会が必要と認める事項

2 運営協議会は、前項第2号に規定するセンターの運営に関する協議に資するため、毎年度各センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類

3 運営協議会は、前項第2号の事業報告書及び次に掲げる事項を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要と認めるときに、センターの事業の内容を評価するものとする。

- (1) センターが作成するケアプランに関し、サービスを提供する事業者による偏りの有無
- (2) センターが作成するケアプランに関し、提供するサービスの適性度
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等に関し地域の実情に応じて必要と認める事項

第3 組織

- 1 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 介護保険の被保険者
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
 - (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
 - (4) 学識経験者

第4 委員の任期

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長

- 1 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 運営協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

運営協議会の庶務は、いきいき生活部高齢者福祉課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1及び第2第1項第1号ウの規定は、2009年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、２０２３年４月１日から適用する。